

知って得する!

法律コラム



弁護士 堀内良

自筆証書遺言について

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の堀内です。

遺言には多数の種類があります。そのうち自筆証書遺言についてご紹介いたします。

2 自筆証書遺言とは

自筆証書遺言は、遺言をする方が、遺言書の全文、日付及び氏名をすべて自分で書き、押印して作成する方式の遺言です。

主な特徴として、証人や立会人が不要のため周囲にあまり知られずに作成できること、作成費用を抑えられることなどが挙げられます。

逆に、簡易に作成できるからこそ偽造・変造されるおそれが比較的大きい側面もあります。

3 自筆証書遺言の主な方式

簡易に作成できると言っても、方式が定められており、不備があれば無効となってしまいます。実際に方式不備で無効とされる場合も少なくありません。

例えば次のような点に注意が必要です。

(1) 遺言書本文は全文、日付及び氏名を自書するとともに押印する必要があること

遺言書の本文部分は一言一句自分で手書きする必要があります。パソコンで作成したものはこの要件を満たさないことになります。

また、昨今、押印省略の傾向がありますが、あくまで押印が必要とされていることに注意が必要です。押印は実印でなければならないわけではなく、認印でも良いとされています。

(2) 財産目録等を添付する場合

財産目録等を添付する場合、その目録は自書しなくても良いことになっています(勿論自書でも大丈夫です)。パソコンで作成しても良いですし、代筆してもらっても良いです。

ただし、自書しない場合には、目録の全ての用紙に署名と押印をする必要があります。自書

によらない記載が用紙の両面に及ぶ場合は、両面ともに署名と押印をする必要があります。

また、目録を遺言書の別紙の体裁ではなく、遺言本文の自筆書面と同一の用紙に自書によらない財産目録の記載が混在してしまった場合には、自筆証書遺言としての要件を満たさないとされているので注意が必要です。

4 自筆証書遺言の遺言書保管制度

自筆証書遺言について、遺言書を法務局で保管する制度があります。

保管申請の際に、自筆証書遺言の方式に適合しているか、外形的なチェックがなされます。

また、遺言書原本は法務局に保管されますが、画像データも長期間保存されます。遺言書原本は遺言者死亡後50年、画像データは150年保管されます。

遺言者の方があらかじめ希望した場合には、お亡くなりになられたときに、指定した相続人等の方に遺言書が保管されている旨を通知できる制度もあります。

保管された遺言書について、検認(遺言書を家庭裁判所に提出し、相続人の立会いのもと、遺言書を開封して現況などを確認する手続き)は不要とされています。

令和2年7月に制度が開始されて5年近く経ちましたが、令和7年2月までの保管申請件数は92,579件のようです。

5 さいごに

遺言の作成をお考えの皆様には、遺言の内容のみならず、形式面も含めて不備がないように作成していただきたいと思います。

後々遺言を巡って争いにならないことを重視したい場合には、公正証書遺言等を作成することが望ましいこともあります。遺言についてご不明な点がございましたら、専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。